

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

立法の目的

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

法律案の概要

①判事の員数を**30人***¹ 増加する。

- ・ 2,125人 → 2,155人 (第1条関係)

②判事補の員数を**30人***¹ 減少する。

- ・ 927人 → 897人 (第1条関係)

※ 民事訴訟事件・家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加し、判事補の員数を減少しようとするもの。

③裁判官以外の裁判所の職員の員数を**17人**減少する。

- ・ 21,835人 → 21,818人 (第2条関係)

※ 家庭事件の適正かつ迅速な処理、事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進を図るため、裁判所書記官を**8人***²、裁判所事務官を**34人**それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を**59人***³ 減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を**17人**減少しようとするもの。

*1 判事補から判事への振替 30人

*2 書記官 8人 (6人+速記官からの振替2人)

*3 定員合理化 57人+書記官への振替2人

施行期日

令和2年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

